

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社 Happy Quality に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社 Happy Quality に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026 年 9 月 15 日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社 Happy Quality に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社 Happy Quality（「Happy Quality」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、Happy Quality の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、Happy Quality がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

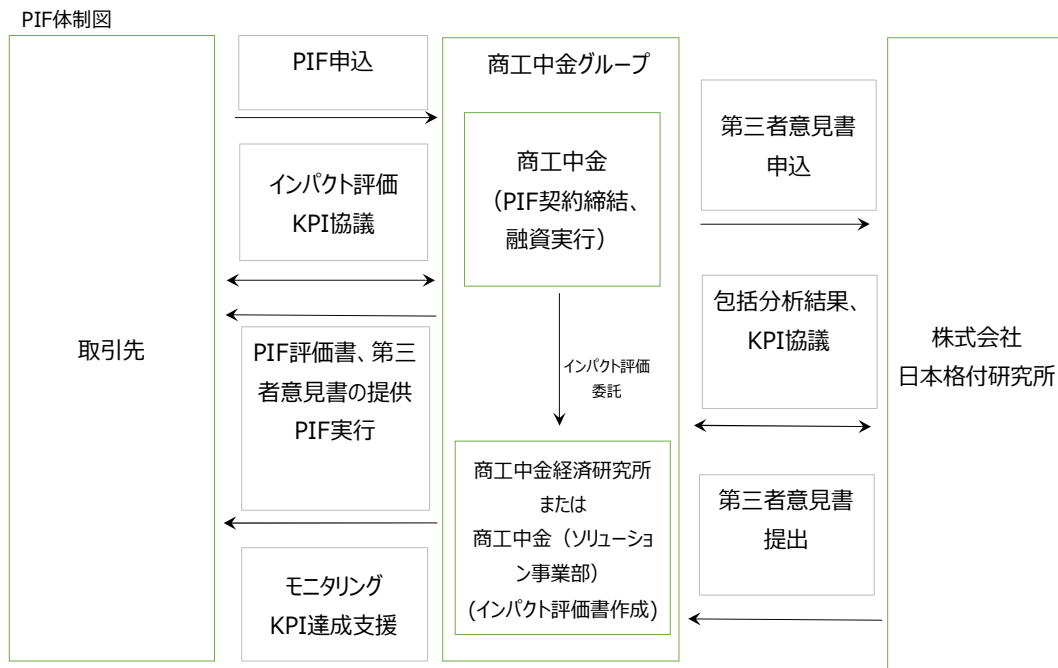
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である **Happy Quality** から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンス



JCR Sustainable
PIF for SMEs

の基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

井上 肇

井上 肇

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報は、人為的・機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。
事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。
調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等を行います。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づき開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2026 年 9 月 15 日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社 Happy Quality（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、当社の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（※1）に対するファイナンスに適用しています。

※ 1：中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念、経営方針等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社 Happy Quality  HAPPY QUALITY
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	7 年
モニタリング実施時期	毎年 12 月

2. 企業概要・事業活動

2. 1 基本情報

本社所在地	静岡県浜松市中央区飯田町 1567-1
創業・設立	2015（平成 27）年 2 月 13 日
資本金	100,000,000 円
従業員数	23 名（2026 年 4 月現在）
事業内容	・コンサルティング業 ・青果卸売業 ・アグリテック開発事業（AI を農業用のシステム開発）
主要取引先	当社と契約を行った農家、青果の小売業者、流通業者等

【2. 1. 1 当社の行う業務について】

（１） 業務の概要：当社は主に以下の３つの事業を行っている。

- ① 自社で開発した「Happy 式マーケットイン農業モデル（詳細は後述（３））」による事業。この農業モデルでは当社が、青果物（野菜）の栽培指導や収穫物の買取に関する契約を当社と取り交わした農家（以下、契約農家）に対して、当社が開発した栽培方法（「IT 技術を利用する灌水管理」等）を提供し青果物の栽培・収穫に関する指導・コンサルティングを実施する。当社は契約農家が生産・収穫をして一定の基準を満たした青果物の全量を事前に提示した固定価格以上の価格にて契約農家から買い取る。当社はその青果物の品質管理・選別及び包装を行い商品として市場に出荷する、主にこれらの業務により構成されている。
- ② 上記の農業モデルを支え拡充するために AI を活用した IT システムを開発する事業（アグリテック事業）。
- ③ この農業モデルに必要な種や資材（培地（※２）、ハウス資材、養液等）を契約農家に販売する事業。

これらの事業により当社は契約農家が栽培する青果物に関して、生産から流通・販売に至るまでの一連の工程の全てに関与し、一定の品質を備えた青果物を市場に安定的に供給することに対して責任を持って対応をすることとなる。また、このモデルにより契約農家は持続的で効率的な農業経営を安定して行うことが可能となる。2026 年 4 月時点では、当社はこの農業モデルを高糖度・高品質・高付加価値のトマト（以下、高品質トマト）を対象に、本社のある静岡県内の 14 者の農家と契約をして事業を行っている。高品質トマトの他にも低カリウムのメロンの取り扱いも行っている。今後は高品質トマト等の契約農家数や生産地域の拡大を図る他に、「きゅうり」「いちご」等の取り扱い品種の拡大も検討している。また、開発したシステムを国内の他の地域や海外での農業支援に展開していくことも検討している。

（２） 当社の取り扱う商品

当社が取り扱っている主な青果物は以下の２種類である。

① 高品質トマト（商品名：Hapitoma ハピトマ）

このトマトは生鮮食品としては、日本で初めて消費者庁への機能性表示食品の届出が公表された商品である（ストレス緩和に効果がある「GABA」と血中 LDL コレステロールを低下させる効果がある「リコピン」の２つの成分で届出がされている）。もともと糖度が高くリコピン等の栄養価が豊富なトマトの品種「フルティカ」を当社開発の方法で栽培することで成分や糖度を強化したトマトである。



② 低カリウムメロン（商品名：Doctor Melon ドクターメロン）

温室メロンの出荷量が日本一である静岡県で生まれた「甘さはそのまま低カリウム」を実現したメロンである。カリウム濃度を低減したことで腎臓病疾患などカリウムの摂取制限が必要な方でも食べられる、という効果を持つ。またカリウムの低減により口内の刺激となるアレルギー抗原が低下し、ピリピリとした刺激感が緩和されメロンに特有の青臭さも軽減している。



（画像は当社より提供）

※２ 培地：植物（苗）の健康と成長を支える土台のこと。当社の栽培方法では発芽して一定程度に育苗したトマトの苗を当社が独自に開発した 6 センチ四方のロックウール製の小さな培地に苗を植えてトマトを栽培している。

（３） 当社の開発した農法（Happy 式マーケットイン農業モデル）について

前述した「Happy 式マーケットイン農業モデル」とは当社創業者である宮地誠氏（現代表取締役社長）の経験・理念を踏まえて当社が開発した農業モデルである（理念については後述「2.3 企業理念、経営方針等」を参照）。この農業モデルでは「買ってくれるものをつくる」という宮地氏の理念のもと、商品の需要調査を起点に「買ってくれるもの」を当社が開発した栽培ノウハウと IT による管理技術とを組み合わせ管理・指導し、契約農家が青果物を効率的・安定的に生産する。市場への販売に関しても収穫物の買い取りという形で当社が関与する農業モデルである。このモデルのベースとなる栽培方法（農作業）の概要は以下①に記載のとおりである。

① ベースとなる栽培方法（農作業）の概要

この農業モデルでは温度・湿度を調節したビニールハウスの中で、自然光を利用してトマトの養液栽培を行う。当社が調整した専用の土に播種（種撒き）をして育てた苗を当社開発の培地に定植（苗植え）する養液栽培である（栽培の過程は概ね下記の写真のとおりである）（※3）。この栽培方法では限られたスペースでの低段密植栽培が可能となる。また通常、播種から収穫まで 9 か月程度かかるトマト栽培を約 100 日で収穫することも可能としている。早期に収穫することで病害の発生リスクも抑える効果もある。単位面積当たりでの通年の収穫重量は一般の栽培とほぼ同じであるが、高い可販果率で年四回収穫することで高品質トマトを年間を通じて安定的に市場に提供している。

【当社の農業モデルのベースとなる栽培方法でのトマトの生育過程について】

（①播種～発芽・育苗）



（②培地への定植）



（③栽培開始）



（④栽培中のトマト）



（⑤収穫前のトマト）



（⑥収穫・出荷）



（画像は当社の了解を得て、商工中金経済研究所が撮影）

この栽培方法をベースとした「Happy 式マーケットイン農業モデル」を支える特徴は次頁に記載する 4 点である。

※ 3 土の利用について：播種（種撒き）及び発芽から育苗までは当社で調整した専用の土を使って栽培をしている。この段階で使用する土の質や温度・湿度管理についても当社は独自のノウハウを持っている。一定程度にまで成長した苗を当社独自の培地に定植（苗植え）し、以後収穫までハウス内で栽培を行っている。このように土の利用を限定し、培地を利用した栽培方法をとることで、トマト栽培にみられる連作障害を防ぐ効果も持っている。

② データドリブンな栽培管理による安定した品質の実現

一般的にフルーツトマトと呼ばれる高糖度トマト栽培の多くは、個々の栽培農家が持つ灌水（※4）技術やノウハウなどの匠の技によりトマトの苗に与える水ストレスを調整しながら栽培・収穫されて市場に流通している。当社ではこのようなトマトの栽培管理を画像監視と AI 技術を活用した灌水制御技術を用いて行うことにより、栽培中のトマトを枯らすことなく適度な水ストレスを与え続けて、一般の農家でも安定的に高品質トマトを生産することに成功したものである。この農業モデルでは「AI 自動灌水技術」の他、「デジタルツイン遠隔栽培指導システム」「近赤外センサー全量測定技術」「AI 気孔開度測定技術」「Virtual Plant 植物育成シミュレーション」等の様々な IT 技術を駆使して青果物の栽培管理を行っている。（これらの DX 技術が現場での実際の農作業に基づき設計されている点に当社の強みがある。）

（図表 1：当社の Happy 式マーケットイン農業モデルを支える当社のシステム基盤）



（画像は当社作成資料より引用）

③ 農家への栽培に関する総合的なノウハウの提供

当社は①及び②によりシステム化された高品質トマトの栽培方法を契約農家に提供することにより、トマト栽培の経験の少ない農家（事業者）でも高品質トマトを安定的に生産することが可能となる。当社ではトマト栽培に関するこれらの IT による管理技術を提供するだけでなく、ベースとなる栽培方法（農作業）に関する技術やノウハウ（わき目かき、仕立て、下葉とり及び収穫作業等）についても、当社と連携するサンファーム中山株式会社が契約農家に対して研修や指導を行い、経験の浅い農家等を育成・支援できる体制を整えている。また当社では農機具等の操作により生じる労働災害の発生防止に関して、バーチャルリアリティ式安全教育コンテンツ(Happy Safety)を開発しており、農作業での労働安全への取り組みも行っている。

④ 当社が事前に提示した固定価格による全量買取

このモデルにより契約農家が栽培した高品質トマトで一定の基準を満たした収穫物は、当社が事前に提示し

※4 灌水（かんすい）：農作物や植物の生育に必要な水を土壌に供給する「水やり」のこと。

た固定価格以上の価格で全量を買取るシステムとなっている。これにより契約農家は農業経営による所得を安定させることができる。また、契約農家が高品質トマトを効率よく安定的に生産することで自身の農業所得を大幅に増加させることも可能にしている。

⑤ 当社による市場調査・品質検査・商品の出荷

当社では収穫した高品質トマトの付加価値をより高めるために、集荷したトマトを当社が開発した「光センサーによる分析手法を利用した専用の選果機」にて全数検査を行っている。糖度、リコピンの含有量、外観(形状や傷等)の検査を行い、収穫物であるトマトを分類した上で、糖度等の属性別に包装・商品化をして出荷している。品質にバラツキの出やすい農産物をその属性ごとに分類して販売することにより、高品質トマトの付加価値を更に高めて販売する仕組みを構築している。そしてこの選果機の検査記録は全てデータとして保存し、商品のトレーサビリティや今後の栽培管理システムの開発に活用している。

(商品分別ライン)



(検査機器)



(結果表示装置)



(画像は当社の了解を得て、商工中金経済研究所にて撮影)

【2. 1. 2 当社の各事業の内容】

(1) 「Happy 式マーケットイン農業モデル」事業

前述 2.1.1 (3) 等に記載した事業である。2026 年 4 月時点では高品質トマトを対象に静岡県内の 14 者の農家と契約をして、栽培・出荷を行っている。

(2) アグリテック事業

「Happy 式マーケットイン農業モデル」で使用する IT システム (「Happy 灌水」「Stomata Scope」「Wilt Watcher」「農業版 Digital Twin (デジタルツイン)」等 (各システムの内容は後述 2.1.7 (4) 参照)) を開発し、それらのシステム技術の活用に関するコンサルティング事業やシステム・機器の販売事業を行っている。

(3) 種や農業資材 (培地・ハウス資材など) の販売事業

「Happy 式マーケットイン農業モデル」で使用する種、養液、培地 (ロックウール)、ビニールハウスの資材等を契約農家向けに販売する事業を行っている。取り扱う資材はロックウール製の培地など当社独自の開発製品もあるが、ビニールハウスの資材などの汎用資材の販売も行っている。汎用資材の購入先の選択については、契約農家の自由な裁量に委ねているが、当社では当社モデルに共通する資材を一括して仕入れているため、契約農家が各自で個々に購入するより安価な価格で調達することができる。

【2. 1. 3 主な事業拠点】

拠点名	住所	事業内容等
本社	静岡県浜松市中央区飯田町 1567-1	本社事務所
袋井支所	静岡県袋井市久能 1887	経理・財務・総務及び営業の拠点
研究ハウス	静岡県袋井市小山 1317-1	青果栽培に関する研究開発の拠点
選果場	静岡県袋井市鷺巣 15-1 (ティーライフ物流センター内)	Hapitoma の物流拠点（集荷・出荷の拠点）。選果及び包装も行う。

(袋井支所)



(研究ハウス)



(選果場)



(画像は当社の了解を得て、商工中金経済研究所にて撮影)

【2. 1. 4 当社の組織】

当社の従業員数は 23 名（2026 年 4 月時点）である。うち 10 名が短時間勤務社員である。主に以下の業務に従事している。

・研究開発事業 5 名、営業 4 名、選果作業 13 名（うち短時間勤務社員 10 名）、事務管理部門 1 名

【2. 1. 5 主な関係会社】

法人名	所在地	事業内容等
サンファーム中山株式会社 (※5)	静岡県袋井市小山 1317-1	・農業 ・契約農家に対する農作業の指導・研修

※5 サンファーム中山株式会社：2015 年に、当社の開発した栽培方法によるトマト農業を行うことを目的に設立した企業。当初は当社の子会社であったが、2020 年に資本を当社から分離した。現在では独立した経営の下、当社の栽培方法によるトマト栽培をして収穫した高品質トマトを全量当社に出荷する事業を行っている。この他、当社の契約農家の指導・研修も行っている。

【2. 1. 6 沿革】

年 月	内 容
2015 年 2 月	静岡県浜松市にて株式会社 Happy Quality 設立。
2017 年 10 月	当社開発のドクターメロンが一般社団法人日本医食促進協会よりメディシェフ認定を受ける。
2018 年	アグリエ株式会社（静岡大学発のベンチャー企業） 設立。 静岡大学情報学部峰野研究室と AI 灌水システムの研究開発を始める。 第 27 回 静岡県ニュービジネス大賞を受賞。
2020 年	農業×AI 技術集団を組成。
2020 年 1 月	浜松磐田信用金庫 VC「やらまいかファンド」出資受入れ。
2020 年 5 月	サンファーム中山株式会社の当社保有株式を全株放出し別会社とする。
2020 年 9 月	「Hapitoma」が業界で初めてダブル成分（GABA とリコピン）で機能性表示を届出。 (下記画像左)
2020 年 10 月	一般社団法人ベンチャー投資育成研究会より出資受入れ。
2021 年	EOY 2021 JAPAN 東海・北陸地区 Challenging Spirit 部門大賞。 CNB ベンチャー大賞 2021「最優秀賞」「特別賞（NICT 賞）」受賞。(下記画像右)
2021 年 6 月	アグリエ株式会社の全株式を取得し、当社の 100%子会社化。
2021 年 8 月	ものづくり補助金（ビジネスモデル構築型他）1.3 億円を採択。
2022 年 6 月	株式会社 NST から出資受入れ。
2022 年 12 月	シリーズ A ラウンドにて資金調達を実施。明石吉田屋産業含む 3 社が新規株主として参画。
2023 年 2 月	新たに資金調達実施。三井住友トラストパナソニックファイナンスが新規株主として参画。
2023 年 10 月	自動灌水制御システム「Happy 灌水」をリリース。 Stomata Scope（気孔検知）の販売開始。
2024 年 8 月	Wilt Watcher（エッジ版・萎れ検知）の販売開始。
2024 年 12 月	フジオーゼックス社との実証実験開始。
2025 年 8 月	農業特化型危険体験プログラム「Happy Safety」をリリース。
2025 年 12 月	株式会社エムスクエア・ラボと物流に関する事業連携を開始。

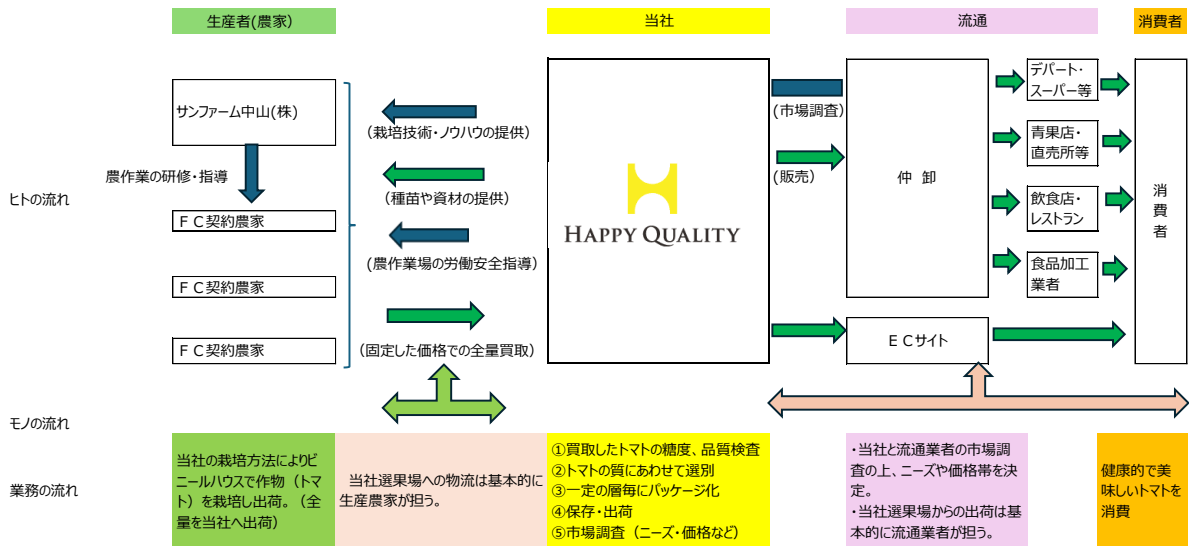


(画像は当社の HP より引用)

【2. 1. 7 当社の業務の流れ】

（1）当社の業務の流れの概要

（図表 2：当社の業務フロー）



（当社へのヒアリングをもとに商工中金経済研究所にて作成）

（2）当社のサプライチェーン

（図表 3：当社のサプライチェーンの概略）

川上	川中	川下
種苗メーカー・問屋 農業資材メーカー・問屋	当社	青果問屋・商社等 （物流は当社選果場で引渡）
契約農家 （物流は契約農家による持込）		

（当社へのヒアリングをもとに商工中金経済研究所にて作成）

（3）事業に使用する主な設備等

- ① **選果機**：当社の選果場に 1 台設置している。レーザー等の光学技術を利用して集荷したトマトの形状（大きさ・傷・ヘタの有無等）及び糖度やリコピン含有量等を計測・選別して、集荷したトマトを形状・品質別に自動的に分類する。
- ② **カメラ及び画像管理システム**：当社では従来型の有線 LAN を利用した監視カメラの他、無線 LAN を活用した IP カメラシステムなど栽培現場の状況やニーズに合わせて最適なカメラシステムを採用している。近時はスマホで画像を確認できるシステムや 3D スキャナー等で点群を把握し、AI で高精度の仮想空間を構築する技術（農業版デジタルツイン）の開発・運用にも取り組んでいる。
- ③ **車両**：前述のとおり、物流は基本的に集荷、出荷とも川上（契約農家等）や川下（問屋等）の担当

としているが、弾力的な商品の集配や出荷、及びシステムの設置やメンテナンスに対応するため当社でも商用バンを5台保有している。

④ **システム開発**：当社の「Happy 式マーケットイン農業モデル」で行うデータドリブンな栽培管理を行うシステム（下記(4)参照）については産学連携等を活用しながら、自社でシステムの開発を行っている。運用は自社所有のサーバーによるオンプレミス運用とクラウド型環境を併用しているが、今後はクラウド化を進めていく予定である。

（４）当社が保有・運用する主なシステム

① AI 技術を用いた灌水制御システム（Happy 灌水）

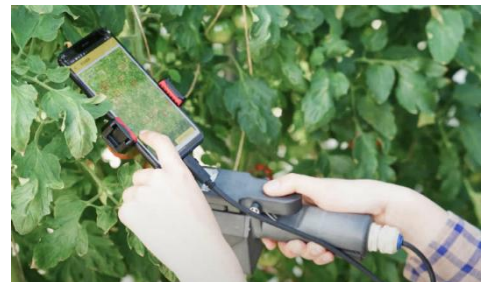
画像処理システムにより植物体の生育状況を AI が判断し、栽培するトマトの灌水制御を自動で行うシステムである。このシステムにより植物を枯らすことなく適度な水ストレスを与えながら高品質トマトを生産している。

（図表 4：当社の灌水制御システムの概念図）



② ポータブル気孔解析デバイス（Stomata Scope）

気孔（植物の葉や茎の表皮に存在する微小な穴。主に光合成、呼吸、蒸散のためのガス（二酸化炭素・酸素・水蒸気など）の通路）の状態解析は作物の状況を理解する上で重要な指標となる。従来はこの解析に多くの時間と労力を要していたが、このデバイスでは AI を活用し従来比で約 800 倍（自社調べ）の速度にて栽培現場でのリアルタイムな測定を行っている。



③ 「植物の萎れ」を可視化し異常を検知するシステム（Wilt Watcher）

作物に与える水分の不足により生じる植物の萎れの変動を独自に可視化して遠隔通知をするシステムである。これにより作物への灌水等の日々の管理や設備故障によるトラブル時に生じる作物自体の萎れに基づき生育状況の異常の検知することに役立てている。また近時では萎れ値という新しい指標を導入し、栽培管理の高度化を図っている。

（図表 5：Wilt Watcher の概念図）



④ 農業版 Digital Twin

Digital Twin（デジタルツイン）技術とは、現実空間のモノや環境を IoT で収集したデータを使って仮想空間にそのまま再現する技術である。当社では農業分野で活用できるデジタルツインシステムを開発している。トマト栽培を行うビニールハウス内に 3D レーザースキャナーを設置し、そのスキャナーがとらえた点群データからハウス内の植物の仮想空間（3DCG）を生成する。これにより現在カメラを用いて個別にとらえているトマトの画像監視（ハウス内の環境や植物の生育状況（背丈、実の大きさ、質感、色味等）や形状の変化の確認）を仮想空間に再現して、少ない台数のカメラでハウス全体のトマトの生育状況を直感的に把握することが可能となる。また当該システムは仮想空間上の農場に様々な気候データ等をパラメータとして入力することで、最適な栽培環境のシミュレーションや生育予測モデル及び収穫予測等の計算を行うこともできるシステムでもある。投入する気候条件等のパラメータを変更することにより遠隔地や気象条件の異なる地域での栽培シミュレーションも可能となる。今後は現在、事業を行っている静岡県以外の地域や海外でもこのシステムを活用した植物栽培のシミュレーションを行い、各地域特有の農業振興や世界各地での食料生産の拡大に寄与していく方針である。（現在はシンガポールでも実証実験中である。）

（図表 6：当社の開発したシステムの概要）



（本項の画像は全て当社から提供）

（５）事業で利用する動力（電力・化石燃料（石油類・ガス他））の使用に関する事項

当社単体の事業は主に契約農家への指導等やシステム開発及び青果物の検査・選果・梱包及び卸売が主要な業務となるため、当社の事業上では大きなエネルギーを使用することはない。

契約農家での農作業（以下、農作業）に使用している主なエネルギーは「システム機器を稼働させる電気」「ハウス内の温度を保つために使用するボイラーの燃料となる重油」「ハウス内でトマトの生育に必要なCO₂を補う炭酸ガス発生装置の燃料に使用する灯油」等である。なお当社の事業及び契約農家での農作業において、事業上のエネルギー源として太陽光発電装置等の再生可能エネルギーは使用していない。

（６）事業で使用する水に関する事項

前述（５）と同様に当社単体の事業では日常の生活用水以外に事業で大量の水を使用することはない。当社と契約する農家での農作業では以下のとおり水を使用している。

●取水について

農作業に必要な水は地下水の汲上げにより調達しているが、一部不足分については上水道を使用している。

●水の使用について

当社モデルによる栽培方法は前述のとおり固形の培地を利用し植物の栄養素に必要な養分を加えた水を用いた養液栽培である。培地を 6 センチ四方と小さくして密植栽培を行っていること及びシステムを用いて灌水を管理していることから農作業で用いる水の使用量は限定されている。他の一般的なハウス栽培方法と比して水の使用状況を単純に比較することはできないが、当社での比較によれば栽培管理の高度化により従来比で概ね 50%の水の使用量で栽培することに成功している。

●排水について

農作業から排出される水は主に栽培に利用した養液である。養液には窒素・リン酸・カリウムなど植物の成長に必要な成分が含まれている。養液は農作業での使用後に排水路に排出している。当社の開発した農業モデルでの水の使用量は通常の栽培方法と比して水の使用量（排水量）は大幅に少ない。また一般のハウス栽培と同様にこの農業排水が水質汚濁防止法の対象となることはないが、当社ではこの排水の水質についてもセンサー等により自主的に検査を行い適正な水準であることの確認及びデータの保存を行っている。

（７）事業に伴う大気へ排出物に関する事項

当社の事業で使用する主要な機械は観測用のカメラやその制御装置及び選果機など電力により稼働する機械が主体であり、大気への影響を及ぼす物質の排出は基本的にない。また契約農家での農作業での農薬も、低段密植栽培を行うことで国の定める基準を大幅に下回った量での使用となっており、大気中に大規模に農薬を散布することはない。

物流については基本的に集荷・出荷ともに農家（川上）、問屋（川下）が当社の選果場との間の物流を担っている。当社も弾力的な物流に対応するため商用バンを 5 台保有しているが、定期運行は行っておらず、当社の車両の運行による排気ガス排出による大気への影響は少ない。

（８）事業から生じる廃棄物及び資源循環に関する事項

この農業モデルによる栽培方法からは、契約農家が栽培に利用した培地、収穫後のトマトの茎や葉及び資材の梱包材やビニールハウスで使用する資材等が事業から生じる主な廃棄物として排出される。

① 農作業により生じる廃棄物について

当社が培地として多く使用しているロックウールは国による「広域認定制度」の対象としてメーカーによる自主回収及びリサイクルが行われている製品ではあるが、当社の農業モデルでは培地として使用しているためロックウールに養液が浸透している他、トマトの根も入り込んでおりロックウール本体との分別が困難であることからリサイクルの対象とはならないため、一回使用すごとに産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に廃棄を委託している。

トマトの栽培では栽培時に大量の茎や葉が発生するが、当社の農業モデルではそれを廃棄することなく土にすきこむことにより肥料へと再利用している。また、「トマトの茎から高純度のバイオエタノール原料への変換等の技術」の開発等が第三者により行われていることから、技術の開発状況によっては今後その分野への素材を提供していくことも検討している。

ビニールハウスについても中古材を使用する他、使用後のビニールをハウスの断熱・防草用のシートとして再利用するなど資源の有効活用にも配慮した業務運営を行っている。

② 商品となるトマトの廃棄量の削減について

当社の農業モデルによる栽培・出荷されるトマトについては大きく以下の２段階で廃棄が生じる。

●栽培中の生育不良等による廃棄処分

トマトは自然の農作物であるためどうしても病原菌の発生や生育不良等による規格外の果実が発生する。当社では低段密植栽培により 100 日程度での短期間で収穫を行っていることから、法令で定める基準を大きく下回る量での農薬使用で病原菌の発生を防ぎトマトを栽培、収穫しているが、それでも天候や生育状況により一定数の規格外トマトが発生する。当社では農作業に対するシステム管理技術を高度化させることによりこの規格外トマトの発生を削減させることに取り組んでいる。（この規格外の作物は契約農家の業務の中で発生するものである。当社では現状の推定不良率を 10.9%と推計している。）

●物流及び出荷作業等の過程での商品の棄損等による廃棄処分

農場での収穫後、流通工程（物流・選果等）で商品（トマト）が棄損することにより不良品が発生することがある。当社では取り扱い方法の改善により、この流通過程における不良品の発生の削減にも取り組んでいる。現状の不良率は 4.2%とのことである。

●規格外のトマトの有効活用

上記の「出荷作業の過程での商品の棄損」により発生した商品規格外のトマトについてはその有効活用について現在検討を行っている。

●その他の事業における廃棄物等に関する事項

当社は農業支援に関するシステム、社内管理に関するシステムとも DX 化を進めており、紙の廃棄量削減への対応も検討している。

【2. 1. 8 当社の雇用・労働環境に関する事項】

（１）休日、休暇及び時間外勤務に関する事項

当社では週休二日制を採用している。また法令に沿って従業員に有給休暇を付与しており、その取得率は概ね 50%程度である。また時間外勤務について、従業員一人当たりの月平均実績は 25 時間程度であるが、当社の事業が自然環境の影響を受ける農業と深く関係した事業であり、農業に関連した IT 技術の開発・運用も行っているため特別な事情等により、時間外勤務が一時的に増加することがある。また当社の事業には、「農業支援」「IT 開発」「青果物の卸売」など多様な職種があるため従業員の働く時間帯も職種により異なっている。この状況に対し当社では事業の持続的な運営の観点と従業員のワークライフバランスの拡充の観点から、2026 年に社会保険労務士と新たに契約を結び、当社の事業の特性を踏まえた休日・休暇及び時間外勤務に関する体制整備に着手している。

（２）賃金・評価制度に関する事項

① 賃金水準に関する事項

当社では従業員に高い専門性等が求められることから、企業としての平均給与は日本の民間企業の平均給与（約 478 万円 国税庁 2024 年時点）を上回る水準である。

② 賃上げに関する事項

当社では、昨今の社会情勢を踏まえ従業員給与についても適切に賃上げを行っている。直近での賃上げ幅は民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況の平均水準（5.52% 2025 年 厚生労働省調べ）を上回る水準での賃上げを実施している。

③ 評価制度に関する事項

人事評価制度や賃金制度等については今後の検討課題としている。

（３）非正規雇用労働者に関する事項

非正規雇用労働者（短時間勤務社員）を 10 名雇用している。概ね正社員に準じた労働条件となっておりワークライフバランス（有給休暇等）、福利厚生（健康診断等）及び社会保険については法令に従い正社員に準じた対応がなされている。

（４）福利厚生に関する事項

当社では老齢、傷病、遺族に関する補償は公的な社会保険制度により対応している。

（５）労働安全衛生に関する事項

① 労働災害発生防止に関する事項

当社では過去 3 年間に業務上の労働災害は発生していない。

また当社では契約農家の農作業の現場における事故やヒヤリハット事象を VR（バーチャルリアリティ）で再現・体験できる安全管理システム（製品名 Happy Safety）の開発や契約農家向けの同システムによる教育の他、個別に他社での事例等の注意喚起を行うなど、契約農家での農作業での労働災害発生防止にも取り組んでいる。

② 健康管理に関する事項

当社では、一般定期健康診断を全従業員（概ね 1 年以上の雇用が見込まれる週 30 時間以上の契約のパート社員含む）が受診している。

（６）ダイバーシティに関連する事項

① 女性活躍推進に関連する事項

当社の現在の正社員に占める女性社員の比率は約 20%である。

② 外国人就労者に関する事項

当社は現在、外国人技能実習生・特定技能制度による外国人就労者の受入を行っていないが、在留資格を持つ外国人の雇用や COE（在留資格認定証明書）による外国人インターン（1 名）を受け入れている。

③ 高齢者雇用に関する事項

当社の内規による定年年齢は 60 歳であるが、65 歳までの継続雇用の制度を設けている。従業員には 65 歳以上の高齢者も雇用しているが通常の業務に従事している。

④ 障がい者雇用等に関する事項

当社の従業員は 23 名であり、障害者雇用促進法上の法定雇用義務が生じる企業規模ではないが、求人や雇用に関しては差別なく行っている。

なお、当社では人材の採用や育成に関して適材適所での対応をしている。上記に記載した事項に関して特段のポジティブアクションは行ってはいないが、事業規模に応じて法令に沿った対応を行っている。

【2. 1. 9 その他】

（１）災害時等の事業継続への対応に関する事項

現時点では当社は特段 BCP 等の策定はしていない。但し当社の事業の対象が農業であり灌漑制御システム等の DX による管理を行っていることから、契約農家の農場での自然災害等による停電等の発生に備えて以下に記載するような体制の整備をとっている。

- ・自然災害等による停電が発生した際にカメラやシステムの稼働が停止しないよう、各農場には非常用発電機（100V）を準備し、停電等があった時にも約 20 時間は制御システムが稼働するための電源を確保している。
- ・水に関しても契約農家では農業用水に地下水を利用しているため、停電等による電動ポンプの稼働停止に備えて各農場には 3,000 リットルの水を貯蔵できるタンクを用意し、非常時の水への対応も準備している。今後は揚水ポンプ等の産業用機器の稼働に必要な電力である三相 200V の発電機や蓄電池等、農作業の継続に必要な電力が安定して供給できる体制の整備を検討している。
- ・また多くの農家を指導していることから、台風等の予測できる気象情報については常に監視し、留意点（電力や水の確保及びビニールハウス等の設備に関する対策）を契約農家に指導している。

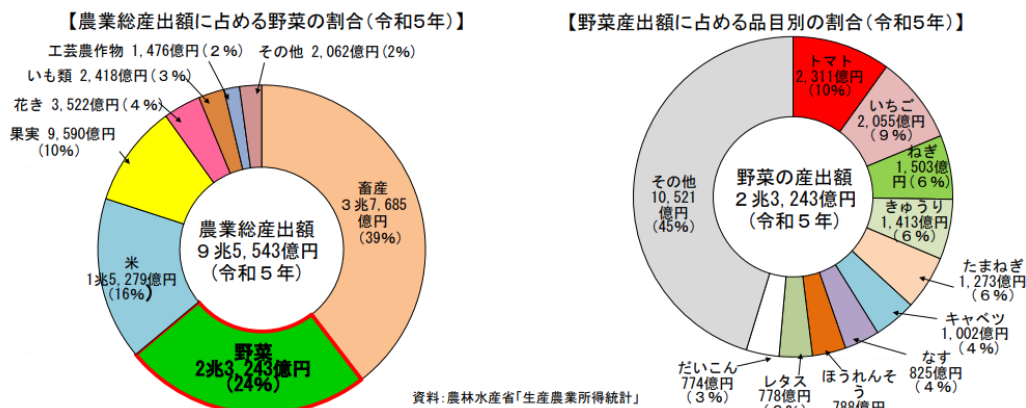
2. 2 業界動向

【2. 2. 1 我が国の農業の概況（野菜・果実の状況及び需要の動向）】

（1）農業全体の概況

2023 年の資料でみる国内の農業総産出額は前年比 5.5% 増の約 9 兆 5,543 億円で、そのうち野菜（トマト含む）の出荷額は 2 兆 3,243 億円である。（トマトは野菜全体の中では最大の生産量であり、野菜全体産出額の 10%（2,311 億円）を占めている）。野菜の生産は国民の健康維持・増進や農業振興の上で、重要な課題とされている。

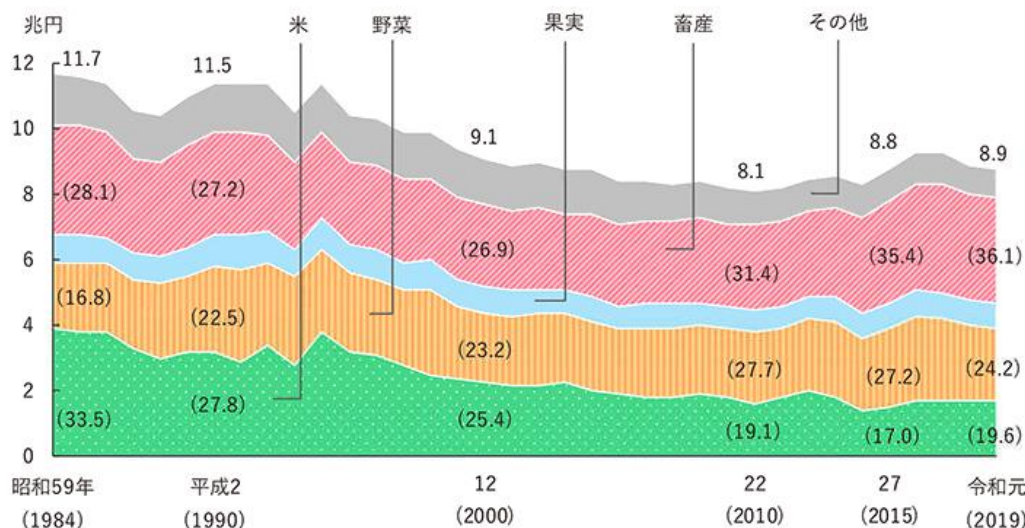
（図表 7：農業全体の出荷額の構成）



（農林水産省公表資料「野菜をめぐる情勢」より引用）

国内農業の総産出額の推移は下記の図表 8 のとおりである。ピークであった 1984 年の 11.7 兆円から長期的に減少傾向が続いており、近年は 9 兆円前後と「横ばいから微増」傾向で推移している。米の生産量は低下している一方、野菜（トマト含む）の生産量は増加傾向にある。

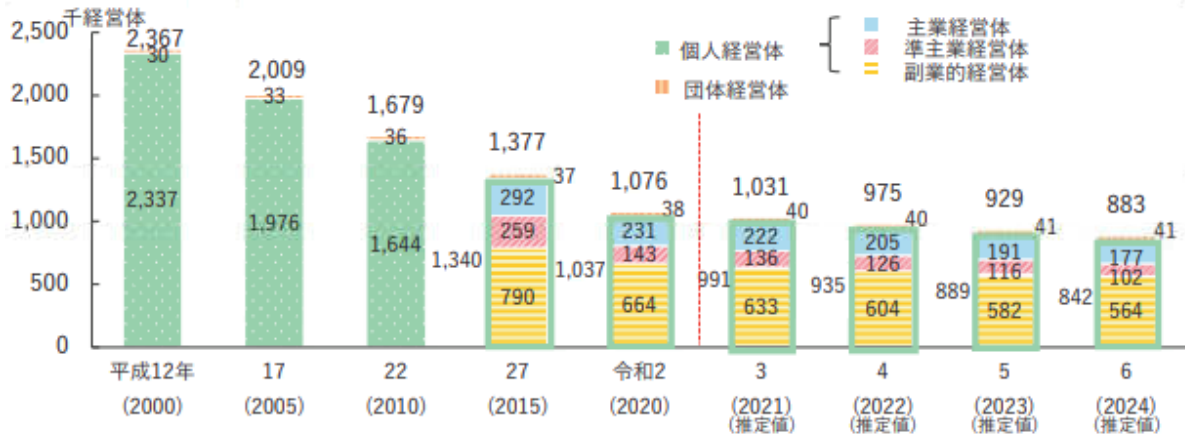
（図表 8：業総産出額の推移（1984 年から 2019 年））



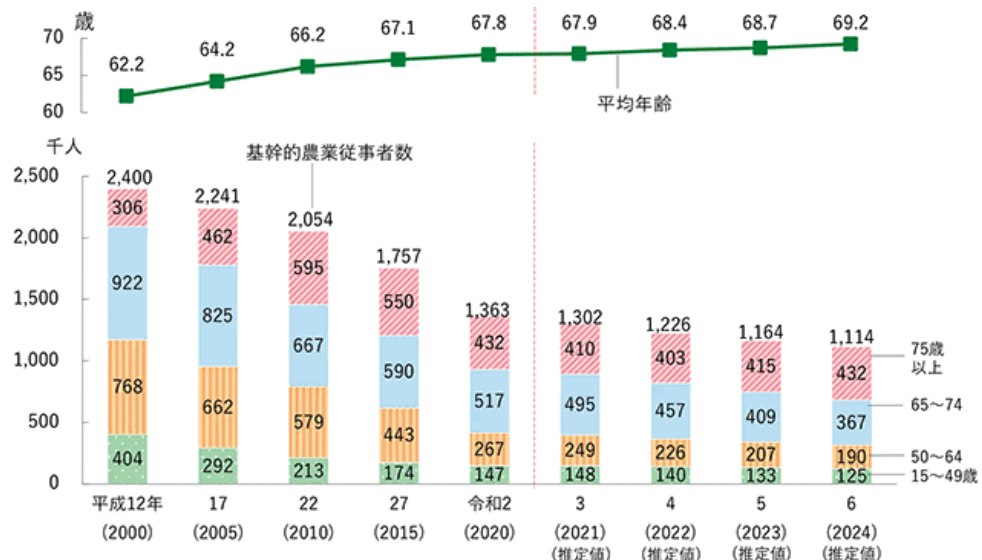
（2020 年度 食料・農業・農村白書より引用）

一方、農業の担い手に関しては図表 9、10 のとおりである。我が国では農業者の減少、高齢化等の問題に直面しており、効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の育成・確保が必要な状況となっており、国も様々な支援策を講じている。

(図表 9：農業経営体数の推移)



(図表 10：基幹的農業従事者数と平均年齢の推移)



(図表 9、10とも 2024 年度 食料・農業・農村白書から引用)

(2) トマトの生産数量・需要・価格・農家数・所得の概況

1. 作付面積・経営者数

5年ごとに公表される「農林業センサス(2020年 確報値)」による全国のトマトの作付け面積は、合計で7,721ha(2015年は約12,010haで前回調査比35.7%減少)である。販売を目的としてトマトを栽培する経営体数は46,653経営体(2015年は46,950経営体(同0.7%減少))となっている。(単純計算で1経営体あたりの作付面積は16.5a(2015年は約25.5a)となる。)

2. 作付面積・収穫量

毎年集計されている農林水産省作況調査での2021年のトマトの収穫量は72.5万tで、作付け面積は約1.14万haとなっている。トマトの主な産地は熊本県、北海道、愛知県で冬春・夏秋の二作型で生産されることが一般的であり、通年で市場に供給がされている。

（３）トマトについて

トマトは強い抗酸化作用を持ち、リコピンやビタミン A・C・E などのビタミン群はもちろんカリウムや食物繊維など様々な栄養素をバランスよく含む低カロリー食品である。

トマトの国内での年間消費量は概ね 65～70 万 t と言われている。トマトの食料自給率は高く、国内で流通する生鮮トマトは 90%以上国内で生産されたものである。一方、加工用のトマト（ケチャップ等の原材料）は大半を韓国・ニュージーランド等からの輸入に依存している。トマトは消費量が多く、国民生活に不可欠な「特に重要な野菜」として野菜生産出荷安定法にもとづき農林水産省により「指定野菜（現在はキャベツ、きゅうりなど 15 品目）」に指定されている。

トマトの店頭での販売価格は、農林水産省の統計調査によれば 2026 年 2 月時点で店頭価格では 1Kg あたり 829 円で推移している。一方高糖度のフルーツトマト（概ね糖度 8%以上のトマト）は市場で人気があり、その流通量はトマト全体の 1%（約 7,000 t 前後）といわれ、店頭価格では 1Kg あたり概ね 3,000 円～5,000 円が相場となっている。

【 2. 2. 2 農業の雇用の状況】

① 農業の雇用状況

農業の有効求人倍率は全産業平均（1.2～1.3 倍）を若干上回る 1.3～1.5 倍程度で推移しており、慢性的な人材不足状態が続いている。特に基幹的農業従事者は 65 歳以上の従事者の割合が約 7 割にも及ぶなど深刻な高齢化が進んでおり、農業の現場においては若い世代の確保が急務となっている。

② 農業への就業について求められる要件等

農業に従事するための特段の要件等はなく、農業に関するノウハウと耕作に必要な土地や資金等があれば農業を始めることはできる（公的支援等を受けるためには営農計画書の作成・提出が必要になる）。農林水産省の調査によれば、2024 年の新規就農者は 43,500 人であり、全体としては概ね前年並みの水準であるが、就農形態別では新規自営就農者が 29,580 人と前年比 2.5%減少しているのに対し、新規雇用就農者は 10,180 人で前年比 9.5%増加している。新規就農者のうち 49 歳以下の就農者の割合は新規自営就農者で 20.7%である一方、新規雇用就農者数では 69.3%となっている。

③ 農家の平均収入について

2021 年の農林水産省の農林水産統計では、日本の農家の平均所得（農業収入から経営費を差し引いた額）は 2021 年度で約 125 万 4,000 円となっている。他の事業による所得との単純な比較はできないが、厳しい水準であり就農者減少の一要因となっている。

④ 労働時間や休日・休憩について

農業従事者は天候に左右される業務であることから労働基準法 41 条により労働時間・休憩・休日の規定が適用されない。

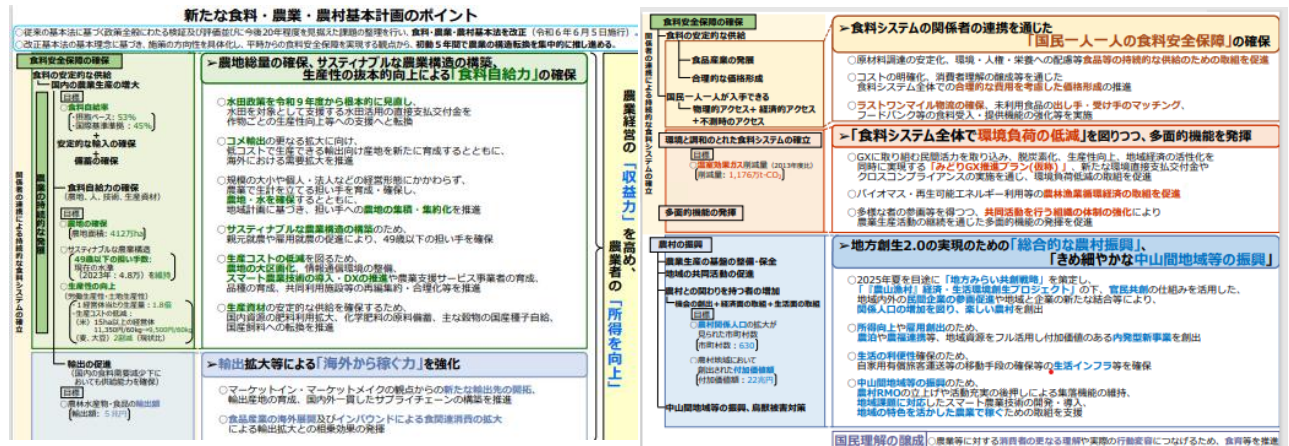
【2. 2. 3】農業に関する主な法令・国の施策・指針等

当社の進める事業は国が推進する食料安全保障の強化やスマート農業及び農業 DX の方向性とも整合しており、食料・農業・農村基本法及び新たな基本計画に基づく農業構造転換に資するものである。また AI やデータを活用した生産管理体制の構築を通じて、持続可能で再現性のある農業経営の確立を目指している点でも基本法、基本計画、個別施策などで想定する次世代農業モデルとも整合性が取れるものである。

（1）基本政策（食料・農業・農村基本法（食料・農業・農村基本計画））

国では食料の安全保障の確保や持続的な農業の発展等を目的に食料・農業・農村基本法を定めている。同法は 2024 年 5 月に 1999 年の施行以来 25 年ぶりの改正が行われている。「農業をめぐる環境変化（少子高齢化による担い手不足、気候変動による自然災害の多発や栽培環境の変化、農地面積の減少による生産基盤の脆弱化）」や「紛争や温暖化及び新興国の発展などの国際環境の変化」により食料需給の不確実性が増す中で、改正基本法では食料安全保障を基本理念の柱と位置付けている。これまでの「食料の確保（安定供給）」に加え、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ国民一人一人がこれを手に行き届くようにする」ことを含むものへと再整理されるなど、食料安全保障に対する考え方が抜本的に強化している。この他農業生産性基盤等の確保のための「農産物の輸出促進」や担い手不足を解消するため、デジタル農業を活かした「スマート農業」の促進などが盛り込まれている。同法の改正を受け、政府は 2025 年 4 月に食料・農業・農村基本計画を閣議決定している。従来の「食料の安全保障の確保」を「食料の安定的な供給」「輸出の促進」「国民一人一人の食料安全保障」の 3 つの項目にわけつつ「環境と調和のとれた食料システムの確立」と「多面的機能の発揮」を一つの項目に統合している。それに「農村の振興」「国民理解の醸成」「自然災害からの復旧・復興」を加えた 7 項目で構成され、それに基づく 2030 年度の目標等を定めている。

（図表 11：食料・農業・農村基本計画の概要）



（農林水産省 HP より引用）

（2）スマート農業の推進（スマート農業技術活用促進法）

スマート農業とは「ドローン・AI・IoT・ロボット技術等を活用し担い手不足に対応する超省力化や高品質の農産物を生産する次世代の農業」といわれている。国は上記（1）記載の基本法・基本計画を受け、2024 年 6 月に「農業の生産性向上を図るためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）」を制定した。この法律では、農業者の減少等農業を取り巻く環境の変化に対応して農業の生

産性向上を図るため「農業者におけるスマート農業技術活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画 2026 年 4 月時点での認定実績 149 計画）」と「システム開発事業者におけるスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（開発供給実施計画 同 認定実績 50 計画）」の 2 つの認定制度を設けている。このような国による支援もあり、民間調査によればスマート農業の市場規模は 2024 年度で約 331.5 億円（前年度比で 9.9%増）となっている。2030 年度までには国内市場規模が 788.4 億円まで成長するという資料もある。このように市場規模が期待される一方、導入に向けた初期投資負担が農家にとっての課題となっているという側面もある。

（３）農業の担い手不足への対応

① 農業経営基盤強化促進法

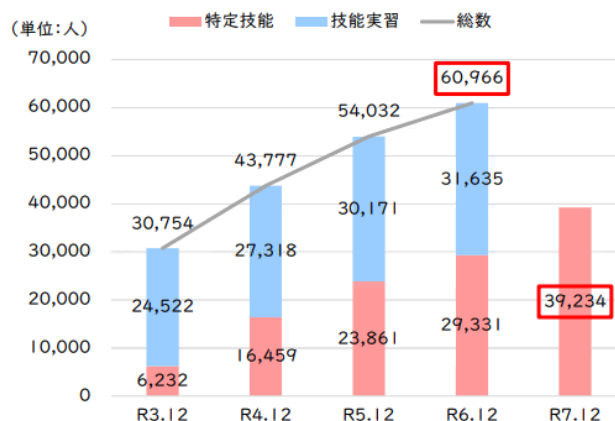
効率的かつ安定的な農業経営が農地の大部分を担う農業構造を確立することを目的に施行された法律で、「認定農業者制度」「青年等就農計画制度」「農地中間管理事業（農地バンク）」などを定めている。これらの制度は農業経営の効率化及び担い手の育成を目的とした制度であり、認定を受けた農業者は資金調達や設備投資支援等において優遇を受けることが可能となる。同法は直近では 2023 年 5 月に改正され、以下の制度が新設されている。

- ・地域計画（人・農地プランの法定化）：10 年後の農地利用を地図にまとめる現在の目玉の政策。
- ・認定農業者制度：効率的で安定的な経営を目指す農家を「認定」し、重点的に支援する制度。
- ・農地利用集積円滑化事業を廃止し、農地中間管理事業（農地バンク）に一本化。
- ・法人化や事業承継の促進（農業経営の近代化施設導入を後押し）。

② 外国人材の活用（出入国管理及び難民認定法（入管法）など）

我が国での農業分野での外国人就労者等受入の仕組みとしては、主に「特定技能制度」「技能実習制度」の二制度がある。「特定技能制度」では野菜、果樹を含む「耕作農業」に関し、農業技術試験と一定の日本語試験に合格した人材を即戦力として通算で最長 5 年間まで雇用できる。一方「技能実習制度」では国際貢献を目的に最長で 5 年（優秀な実習実施者の場合）の就労受け入れが可能になる。なお、この「技能実習」制度は 2025 年 7 月以降「育成就労制度」に変更され、3 年間の就労期間を通じて外国人就労者に技能を習得させ、特定技能制度への移行することを目的とした制度となる。

（図表 12: 農業分野での外国人就労者数の推移）



（農林水産省「農業分野における外国人材の受入（2026 年 5 月）」より引用）

左の図表 12 に示す通り、農業分野でも担い手不足を背景に外国人就労者数は増加している。前述のとおり、日本人の基幹的農業従事者数は 2025 年速報値で約 102.1 万人（2020 年対比 34.2 万人減少）となっている中で、外国人就労者の割合は 5%を超える状態となっている。特に 20 歳代の若年層は地域によっては二人に一人は外国人という状況になっている。

【2. 2. 4 農業に関連する技術の状況】

① 農業の DX 化について

農業における DX 化として「AI・データ活用の高度化（業務判断の自動化・高度化）」「デジタル化・データ連携の進展」「オートメーション・ロボティクス」「生成 AI・エージェント型 AI の業務組み込み」「デジタルツイン／シミュレーション活用」等が見られる。

前述【2.2.3】に記載した国の支援策もあり、日本のスマート農業普及率は全経営体の 44.9%（2025 年 3 月実績 農水省報告より引用）にまで達している。団体経営体では 6 割以上が導入済み、という報告もある。但し、その主たる導入機器は農業ドローンや自動走行トラクターなど大規模農地での省力化投資が主体であり、当社のような野菜等の栽培をデータドリブンで管理する事例はまだ多くはない。当社のような DX による農業支援サービスを提供している事例としては、大手企業等で AI や IoT 技術などを利用した農業支援サービスを提供する会社や農業指導と全量買取等の販売スキームを組み合わせたサービスを提供する会社はあるものの、当社は農作業の現場に密着して、システムによる技術提供と農作業での生産支援を併せて行い、農業を再現可能なビジネスモデルにしたうえで販売面までの関与を一体的に行っている点に特徴がある。

② その他の農業に関する技術革新（参考）

農業に関する技術革新では現在、主に 3 つの方向性での技術革新が進んでいる。

1. 生物化学技術に関する技術革新

品種の改良（新品種やゲノム編集）、スマート肥料、機能性肥料、天敵利用、生物農業 等

2. 環境制御・栽培方法に関する技術革新

次世代温室（ビニールハウス）、水耕栽培 等

3. 機械工学・構造に関する技術革新

軽労化技術（パワースーツ）、画像処理や AI 技術と組み合わせた作業の自動化機械（ロボットや自動走行 UGV（無人地上走行車）） 等

2. 3 企業理念、経営方針等

【企業理念】

Mission
しあわせ品質を全てのの人に  『しあわせ品質』は、作る人の思い、届ける人の願い、買う人の満足、すべての人の幸せを叶える品質であると考えています。共通の基準は、求められる品質と価値を満たす「Happy Quality 完売品コンセプト」。買ってくれるものを作ることで生み出す、『幸せの連鎖』。私たちは、データドリブン農業の実現で、しあわせ品質を保証し、すべての人に届けていきます。
Vision
生産から流通までの世界のスタンダードを創る “農業界の生産から流通までのインフラサービスカンパニー”＝『Happy Quality:スタンダード』という、社会的価値の創造こそ、私たちの事業の将来像です。そして、日本農業界のみならず、今後、世界の農業市場に向け、サービスの展開を推進してまいります。 弊社が提供する独自の農業支援サービスは、『新しい農業のかたち』として、スマート農業の現場実装の促進に寄与し日本農業の活性化に貢献します。 また、デジタル社会における農業 DX の実現が加速化する中、農業経営に関わるテクノロジーを活用したさまざまな研究開発に積極的に取り組み、現場・業務・基盤の領域を横断するオーガナイザー機能を備えたプレイヤーとしてその役割を担ってまいります。

【起業に対する宮地社長の思い】

私は浜松中央卸売市場で競り人として 21 年間働いていました。そこで見てきたのは、日本の農業が衰退していく姿でした。当時は市場法があり、農家の育てた農産物は流通業界側の事情による価格で取引されてきたため、農業の現場では価格や生産が不安定で、農家の所得も低水準で不安定な状態でした。その結果、農業就業人口は減少の一途を辿りました。また後継者不足から匠の技術が失われ、若年農家は技術の未熟さ

から、高品質な農産物の生産に苦戦を強いられる負のスパイラルが起きてしまいました。

農業の衰退は、食料自給率が低い日本にとっては食料安全保障に関わる大変深刻な問題です。「何としても農業の衰退を食い止め、未来へつなげていかなければならない」という私の想いは、市場で農産物を取扱いながら、日を追って強くなりました。そして考えに考えた結果、農業人口の減少といった個々の課題だけではなく、生産の現場から流通・消費に至るまで、具体的には生産から流通までのサプライチェーンを構築することで農業の新しいスタンダードを作る、という考えに至りました。これを具現化するために、2015 年、独自の「マーケットイン農業モデル」の提供を目的として、当社を設立しました。食品の流通にかかわる全てのサービスを変革しないとこの問題は解決できないという思いに至り、起業を決意しました。

(図表 13: 当社のシステム技術の展開)



【現在での取り組み】

現在は上記（図表 13）のとおりの様々なシステムを開発し、農業を支えていく「Happy 式マーケットイン農業モデル」を確立しました。現在は静岡県内を中心に高品質・高糖度のトマトの栽培で実用化しています。今後も植物の生育や農作業の現場にこだわってシステム開発を続けていき、このモデルを更に進化させ、他の地域、他の品種にも広げ、日本の農家が農作業に安心して取り組める環境を作っていきたいと思います。

【10 年後の在りたい姿について】

当社の開発した農業版デジタルツインは日本の様々な環境において、様々な作物の安定的・効率的な生産に寄与するものです。そしてそれらは海外の農業の現場でも同様に機能するものです。当社はこの技術を通して世界の農業のインフラサービス企業を目指す企業として成長を続けていく方針です。

(代表取締役社長 宮地 誠氏)



(画像は当社 HP より引用)

2. 4 事業活動

当社は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【2. 4. 1 自然環境面（プラネタリー・バウンダリー）での取り組み】

（1）省エネ・省資源に関する対応等による自然環境への取り組み

●当社の事業所内での照明の LED 化等の省エネ対策は既に行われている。また、当社の指導する栽培方法でのエネルギー消費による自然環境への対応状況は前述 2.1.7（5）に記載のとおりである。エネルギーの消費・水・大気など自然環境に対する取り組みは、IT 技術による制御・検査・記録の保存等により植物（農作物）の生育にとって最適な環境の実現との調整を行いながら対応している。

（2）水の利用に関する取り組み

●当社では培地を使用した養液栽培を行っている。また IT 技術を活用した灌水技術を活用した栽培も行っている。加えて排水についても水質汚濁防止法の対象ではないものの、独自に水質の検査を実施して排水の水準を管理するなど水の使用や汚染防止への取り組みを十分に行っている。

（3）商品であるトマトの廃棄量削減及び有効活用に対する取り組み

●当社では前述のとおり、トマト栽培に使用する培地、養液、資材及び栽培するトマトの葉、茎に関して適切な排水や廃棄物処理及び資源の有効活用を行っている。今後は商品となるトマト自体について規格外の収穫物の発生削減及びその有効活用方法を検討することにより廃棄量の削減に取り組んでいく方針である。

具体的には以下の 2 段階に分けて、廃棄物削減への取り組みを行う方針である。

a. 契約農家ででの栽培の中での生育不良等による廃棄物発生削減への取り組み

当社では IT システムを活用して、最適な高品質トマトの栽培を行っているが、そもそも自然の農作物であることから一定量の規格外の果実は発生する。加えて当社は栽培するトマトの品質をあげるために一定の水ストレスを与える栽培方法をベースとしている。AI 技術を利用した灌水制御システムを活用し、最適な水分の供給（適切な水ストレス）を与えての栽培で得られたデータを集積・分析することにより、今後は可販果率の向上を目的として水分量の最適化を図り不良率の削減を図っていく。なお、これは契約農家ででの作業の中での不良の発生となるため、前述のとおり不良率は推計による算出となるが、当社では現状での、この不良率を約 10.9%程度と推計している。管理手法を高度化させることにより、この不良率を削減することに取り組んでいる。

b. 物流及び出荷作業等の過程での商品の棄損等による廃棄発生削減への取り組み

契約農家にて収穫、出荷された商品が、物流や検査・選別・包装の段階で棄損し規格外となるケースも発生している（この不良率は現在約 4.2%である）。この課題に対しては、当社が各工程で使用する資材や作業方法の改善により、廃棄物発生削減に取り組んでいく方針である。またこの工程により発生した棄損商品は不良の要因が形状であることが大半となるので、廃棄処分をせず有効に活用する方法も併せて検討していく。

【2. 4. 2 社会面（個人のニーズ）に関する取り組み】

（1）食料の安定供給への取り組み

① 高品質・高付加価値のトマトの供給量の拡大に関する取り組み

● トマトはもとも栄養価の高い商品である。当社の商品である Hapitoma は、その栽培方法により更に GABA やリコピン等を豊富に含む食品として、消費者庁に機能性表示食品として届出を行い、販売をしている健康的な食品である。現状は需要が供給を大きく上回る状態であり、当社では契約農家の育成による生産規模の拡大や農家数の拡大（育成・指導）により、低農薬でも栽培できるこの商品の供給量拡大に取り組んでいく方針である。現在は静岡県での生産・出荷が中心であるが、今後は当社開発の「農業版デジタルツイン」等を活用し、生産適地を選定した上で他の地域での農業生産の展開や栽培農家の育成も検討している。

② 農業界のインフラカンパニーへの取り組み

● 当社の開発した「Happy 式マーケットイン農業モデル」は、現時点ではトマト栽培をベースに運用されているが、このシステムは本来トマトに限定したシステムではない（過去には低カリウムの「ドクターメロン」も開発している）。当社では今後このモデルの特徴（「市場調査により『買ってくれるものをつくる』の対象となり得る素材の選定」「その栽培方法に沿ったデータドリブンな栽培管理システムの構築」「全量買取システムによる栽培農家の経営の安定」等）を活かして他の素材への転用も検討している。また農業版デジタルツインの活用をすることにより、国内の他地域や海外も含めた世界中の地域での野菜生産の最適化にも取り組み、世界での農業生産のスタンダードになることを目指している。

（2）働きやすい職場環境づくりに関する取り組み

① 公正な処遇・労働条件に関する取り組み

● 当社では従業員の生活の維持や雇用の安定化の観点から、今後も現在の給与水準の維持と物価水準の上昇に合わせた賃上げを行っていく方針である。

② 健全な労働環境・労働安全衛生への取り組み

- 当社では従業員の福利厚生については国の社会保険制度等により対応している。
- 当社では近年、業務上の労働災害は発生していないが、事業規模の拡大に併せて必要な労働安全衛生体制の整備を行っていく方針である。また契約農家での農作業の中で発生する労働災害に関しても、既に開発済みである Happy Safety の普及等による発生の防止に取り組んでいく方針である。

③ ワークライフバランスの向上に関する取り組み

● 当社の事業は農業経営に関するシステムの開発及び販売、指導及び契約農家から調達した青果物の卸売であり、農業そのものではないものの農業と深い関係を有する事業である。また農作業そのものに関する研究開発や指導、またそれを支えるシステムの開発等、生物の生育や農作業と深いかわりを持つ事業である。自然環境の中で作物の栽培や作業を行う農業に従事する労働者は労働基準法でも労働時間・休憩・休日に関して適用除外を受ける（41 条）ものの、卸売業である当社の従業員に対してはその規定は及ばない。

当社では持続的な事業の継続とワークライフバランスの観点から、時間外勤務・休憩・休日に関して法令遵守の観点も踏まえ、現在、社会保険労務士と当社の事業に適した就業体系・就業規則・管理方法の見直しに着手している。今後はまずその制度・管理体制に基づき、当社の事業・職種にあわせた人事管理を行い、そ

の中で上記の観点を踏まえた休日・時間外勤務に関する方針を定めていく予定である。

● 上記に伴い育児・介護休業制度に関する事項についても規定・運用面で法令に沿った措置を行っていく方針である。

④ 人材の育成や能力開発に関する取り組み

● 商品の市場調査を起点として実際の農作業に沿った IT 技術の開発・管理を行う「Happy 式マーケットイン農業モデル」による事業拡大を図るに当たり、各分野で専門能力を持った人材を中心に雇用の拡大、人材の育成を行っていく方針である。

⑤ その他の働きやすい職場作りに関する取り組み（制度や規定類及びシステム面での整備状況等）

● 当社では、事業の拡大に併せて、就業規則等の労務管理規定の整備の他、公平で客観的な人事評価制度や賃金制度を整備していくことにより従業員のエンゲージメントの向上を図っていく方針である。

（３）その他の事項での取り組み

① 自然環境保護に関する事項（土地開発・事業系廃棄物・自然環境保護）

● 当社のモデルによる農業の農地開発は、耕作中の農地の転換や未利用の農地での農業の再開等が主体であり、大規模な開発行為による農地の開発は行っていない。

● 当社では契約した農家の安定的な農業経営を守るため、台風・地震等による自然災害や停電に対する対応は前述 2.1.9 に記載した通り実施済みである。今後は更なる強化のため停電時の給水ポンプの稼働対策として高電圧の発電設備等の導入を検討している。

② その他、事業上で該当するインパクトに関する取り組み（システム関連）

● 新たな IT システムの開発・高度化に関する取り組み

現在、「AI 自動灌水技術」の他、「デジタルツイン遠隔栽培指導システム」「近赤外センサー全量測定技術」「AI 気孔開度測定技術」「Virtual Plant 植物育成シミュレーション」等のシステムを自社で開発しているが、上記システムの拡充や新しいシステムの開発の検討を農業現場の視点から常時検証を行い、必要に応じて新たなシステム開発を行っていく。

● 開発した IT システムを安定的に運用する取り組み

今後は自社開発したシステムが、契約した農家の安定した農業経営を支えるため、そのシステムの保守・運用を会社としてできる体制の整備に取り組む予定である。

【2. 4. 3 社会経済面（人間の集団的ニーズ）に関する取り組み】

（１）地域の農業振興への取り組み

● 現在は静岡県内での高品質トマトの栽培を中心に Happy 式マーケットイン農業モデルを展開している。静岡県は現在、都道府県別のトマトの年間生産量では 15 位であるが、当社は静岡県内でのトマトの生産力の増強に寄与している。（なお、当社の商品 Hapitoma は地元静岡県浜松市、袋井市のふるさと納税の返礼品にも採用され人気を博している。）また、当社は地元静岡県でのトマト生産に限らず、他の地域での高品質トマトの生産や、各地域の農産物の安定生産や生産力向上に関しても Happy 式マーケットイン農業モデルを展開していくことを検討している。

（２）契約農家の育成への取り組み

●現在、当社と契約し高品質トマトの栽培をしている農家は 14 者である。その年齢層は 30 歳代から 50 歳代までと幅広いが、中心となる世代は概ね 30～40 歳代と若年の個人事業主、あるいは小規模な事業経営者である。当社では「Happy 式マーケットイン農業モデル」をこれらの事業者提供し、生産から販売まで全ての工程に関与しながら農業を多角的な面で支援していくことで、若い世代の農業未経験者又は経験の浅い事業者が安心して農業経営に参画でき、国内の農業生産の担い手として成長していくことを支援している。

（３）文化・芸術・スポーツ振興、地域教育等への取り組み

●代表取締役の講演活動による社会貢献への取り組み

当社代表取締役宮地誠氏は自身の起業経験や農業における DX 化への取り組みに関して日本学会議や静岡大学等の教育機関及び企業等で数多くの講演を行い、社会に対して広く啓蒙活動を行っている。テーマは起業・農業・DX の他にも組織のマネジメント論や人材育成まで幅広い分野に及び、当社事業に関係のある企業の他、行政、業界団体・学術団体などを対象に幅広く講演を行っている。なかでも「こどもの教育」には力を入れており、生き方、社会での責任、道徳等自身の経験を踏まえた講演を主に小学生を対象にも講演を行っており、こどもの社会教育に貢献する活動を行っている。

【２．４．４ まとめ】

当社は創業者宮地誠氏の創業時の理念を具現化し、農家が安心して農作業に取り組み、安定した所得を得ることが可能な農業モデルを普及させることを目的として事業を行っている。現在は静岡県内での高品質トマトの栽培及び販売が主要な事業となっているが、今後は高品質トマトの事業を更に増加させていくことと共に、当社の開発したシステムを通じて、他の作物への展開や国内の他の地域や海外での農業生産の振興、安定化に取り組み、世界での食料生産・流通のスタンダードを構築することで、健全な農業の担い手の育成に寄与し、食糧問題の解決にも取り組んでいく方針である。

また、これらの目的を達成するため、人事制度やシステムの管理体制を整備して、従業員や契約農家が安心して仕事に取り組める環境を整えていくことで事業を拡大していく方針である。また、事業の拡大に併せた雇用も増やし、持続的な事業経営に取り組んでいくことを目的に、以下に掲げる取り組み内容と KPI を設定した。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	野菜・メロン・根菜・塊菜の栽培 食品・飲料・タバコの卸売業 農業機械・器具・資材の卸売業
ポジティブ・インパクト	健康および安全性、食料、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、児童労働、自然災害、健康および安全性、水、食料、賃金、社会的保護、ジェンダー平等、民族・人種平等、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
健康および安全性、食料 零細・中小企業の繁栄	➤ 高品質・高付加価値のトマトの供給量の拡大に関する取り組み ➤ 地域の農業振興への取り組み
教育、 零細・中小企業の繁栄	➤ 高品質・高付加価値のトマトの供給量の拡大に関する取り組み ➤ 人材の育成や能力開発に関する取り組み ➤ 契約農家の育成への取り組み
コネクティビティ	➤ 開発した IT システムを安定的に運用する取り組み
雇用	➤ その他の働きやすい職場作りに関する取り組み
賃金	➤ 公正な処遇・労働条件に関する取り組み

■ ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➤ 高品質・高付加価値のトマトの供給量の拡大に関する取り組み ➤ ワークライフバランスの向上に関する取り組み
水	➤ 水の利用に関する取り組み
気候の安定性	➤ 省エネ・省資源に関する対応等による自然環境への取り組み
資源強度、廃棄物	➤ 商品であるトマトの廃棄量削減及び有効活用に対する取り組み

■ ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
該当なし	

■ UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ネガティブ・インパクトの緩和への取り組み>

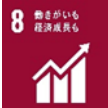
インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➤ 当社は法令に沿って雇用を行っている。
児童労働	➤ 当社では年少者の雇用は行っていない。
自然災害	➤ 当社、及び農家での農場は既存の農地からの転用が主体であり、当社の農地開発が自然環境に与える影響は少ない（逆に耕作地を維持していくことで自然環境の保護につながる事業である）。 ➤ 当社の農法は培地を利用した養液栽培で、IT 技術により灌水管理や排水の確認も行っているため、自然災害の悪化や水の流用等をおこなうことはない。 ➤ 青果の栽培に関して、自然災害時に必要な電力・水及び資材に関する体制は整備されている。
食料	➤ 当社の製品は機能性表示の届出が受理された健康的な食品である。また、当社は地域農家との連携を通じて野菜の生産・販売を行っており、事業活動によって地域住民や既存農家の食料生産機会又は食料へのアクセスを阻害するものではない。
賃金	➤ 当社は業界の平均を上回る給与水準を維持しており、法令の従った定期的な給付や物価上昇に合わせた賃上げも行われている。
社会的保護	➤ 当社では従業員の傷病・老齢・遺族に対する補償は社会保険制度により整備されている。 ➤ 非正規社員の雇用もあるが、労働契約に応じて正社員と同様の処遇や福利厚生が確保されている。
ジェンダー平等、民族・人種平等、その他の社会的弱者	➤ 当社では性別、国籍、障がい等の有無にかかわらず、適材適所の方針で採用・処遇を行っている。
水域	➤ 当社の事業の中では商品・生産設備等の冷却・洗浄等で大量の水は使用していない。 ➤ 排水処理についても自主的に検査を実施済み、排水の水質を一定以下のレベルに保っていることを常時確認済みである。
大気、生息地・生物種	➤ 当社の商品は小型であり、また近隣の農家から当社、当社から市場や店舗の物流が主体であるなど、物流面での動きも限定的である。
土壌	➤ 当社の農法による耕作地は未利用の農地や他の耕作からの転換が主体であり、自然環境や大規模な土地改良を伴うものではない。

4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

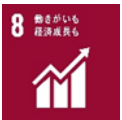
当社は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。
なお、設定した KPI のうち目標年に達したものについては再度の目標設定等を検討する。

【ポジティブ・インパクト】

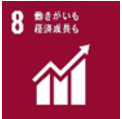
特定したインパクト	「健康および安全性」「食料」「零細・中小企業の繁栄」		
取組内容（インパクト内容）	・高品質・高付加価値のトマトの供給量の拡大に関する取り組み ・地域の農業振興への取り組み		
KPI	（高糖度・高品質トマトの供給量拡大） ● 2031 年 8 月期までの現在の主力商品である高品質トマト（Hapitoma）の出荷数量を年間 2,000t とし、以後も継続していく。（2025 年 8 月期実績 470t）		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 契約農家数を増加する。 ➤ 契約農家が安定した生産や増産が可能になるような指導育成を行う。 ➤ システム管理技術を高度化し、可販果率を向上させる。 ➤ 現在は静岡県内での生産・出荷が中心であるが、他地域での生産体制の整備の検討を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	2.1	2030 年までに、貧困層及び、幼児を含む脆弱な立場にある人々が、一年を通じて、安全かつ栄養のある食料を十分得られるように、飢餓を終わらせ、全て人が食料を手に入れられるようにする。	
	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	

特定したインパクト	「教育」「零細・中小企業の繁栄」		
取組内容（インパクト内容）	・食料の安定供給への取り組み （高品質・高付加価値のトマトの供給量の拡大に関する取り組み） ・契約農家の育成への取り組み		
KPI	（契約農家の数の増加） ●2031年8月末までに「契約農家数」を30者とする。 （2026年4月時点の契約農家数 14者）		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 契約農家を希望する事業者へのサポート体制を拡充する。 ➤ モデル事業の対象となる地域の拡大を検討する。 （指導・サポート体制の拡充や選果設備の新設を含む）		
貢献する SDGs ターゲット	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	
	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	

特定したインパクト	「コネクティビティ」		
取組内容（インパクト内容）	開発した IT システムを安定的に運用する取り組み		
KPI	●2029 年 8 月期までに主要な業務システムの運用に関する規定等の 100%文書化等を行う。 常時、社内の複数の担当者がシステムの運用状況が把握・対応ができる体制を構築し、契約農家の安定的な食料生産に不可欠な当社の主要な業務システムを今後も安定運用し、農家の農業で有効なデータ活用を継続的に支援していく。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 過去の開発したシステムについての文書や体制の整備状況を再確認する。 ➤ 今後のシステム開発にあたっては運用に関する図書、ルール等の運営を仕組化する。 ➤ 社内での体制整備の研修を行う。		
貢献する SDGs ターゲット	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	
	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	

特定したインパクト	「雇用」		
取組内容（インパクト内容）	その他の働きやすい職場作りに関する取り組み		
KPI	● 2031 年 8 月末までに、従業員数を 50 名とする。 （2026 年 4 月時点の従業員数は 23 名）		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 働きやすい職場環境づくりを推進する。 ➤ 公平で客観的な人事制度の構築をする。 ➤ 多様な人材の受入ができる体制を整備する。 ➤ 事業規模に応じた組織体制づくりを行う。		
貢献する SDGs ターゲット	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	「健康および安全性」		
取組内容（インパクト内容）	ワークライフバランスの向上に関する取り組み		
KPI	① 2027 年 8 月までに、当社の事業や職種の特性にあわせた人事労務管理制度の体制を整備する。 ② 2027 年 8 月までに、従業員の勤務状況（時間外勤務・休暇の取得）を 100%把握できるようにし、以後も継続的に把握していく。 ③ 上記の実施を踏まえて、2031 年 8 月までに持続的な業務運営やワークライフバランス拡充の観点から、休暇の取得率向上や時間外勤務の削減に取り組む。		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 規程・管理体制の整備を行う。 ➤ 多様な職種の実情を踏まえ、それに対応する規定を整備する。 ➤ 継続的に実態を把握し、必要な見直しを行う。		
貢献する SDGs ターゲット	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	「資源強度」「廃棄物」		
取組内容(インパクト内容)	商品であるトマトの廃棄量削減及び有効活用に対する取り組み		
KPI	① 2031 年 8 月期までに栽培中の病害や生育不良等による廃棄処分率を 7%とする。(2025 年 8 月期の計算値は 10.9%) ② 2031 年 8 月期までに出荷作業の過程での商品の棄損等による廃棄処分率を 3%とする。(2025 年 8 月期の実績は 4.2%)		
KPI 達成に向けた取り組み	➤ 収穫実績データの蓄積及びその分析による灌水システム等を高度化する。 ➤ 契約農家の農作業時の留意事項の指導・教育の強化を図る。 ➤ 物流・出荷時の商品棄損の傾向を把握、分析し、適切な対策を講じる。 ➤ 上記の過程で棄損した商品の有効活用策を検討し、廃棄処分する量を削減する。		
貢献する SDGs ターゲット	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、斬新的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食糧生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	
	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）として特定しているものの、KPIを設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
水	➤ 水の利用に関する取り組み	当社のモデルとする農業での水の使用は少なく、排水も管理されているため飲料水に与える影響は十分に管理されている。
気候の安定性	➤ 省エネ・省資源に関する対応等に拠る自然環境への取り組み	・当社単体の事業は主に契約農家への指導、それを支える管理システムの開発及び契約農家が収穫した青果物の検査、選果、梱包及び卸売が主体であり事業において大きなエネルギーを使用するものではない。 ・当社のビジネスモデルでは商品の物流は基本的に川下、川上の業者によって行われているが、基本的に商品がトマトであり、近隣の農家、問屋等との取引が主体であることから近距離の小型車両による物流が主体である。またこのような物流においても、当社は物流の共同化に取り組みも行われている。

5. サステナビリティ管理体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、宮地社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、宮地社長を最高責任者、プロジェクト・リーダーとし、KPI ごとに選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者兼プロジェクト・リーダー)

代表取締役社長 宮地 誠

(KPI 推進リーダー)

設定した KPI ごとにリーダーを選任

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、当社と商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、当社と協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。当社は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岩本 任史

〒104-0028

東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 17 号

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190